

公共工事の前払金の特例に係る取扱いについて

令和 3 年 4 月 1 日

東 松 島 市

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年総務省令第 61 号）が平成 28 年 5 月 27 日付けで公布・施行され、改正後の地方自治法施行規則が平成 28 年 4 月 1 日から適用された地方公共団体発注工事に係る前払金の使途を拡大する特例については、令和 3 年度も継続されることとなりました。本市においても特例を適用することとし、本市発注工事の取扱いについて、下記のとおりとします。

記

約款

1 特例措置の適用期間

特例措置の適用対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成 28 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和 4 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものとします。

2 特例措置の対象となる現場管理費と一般管理費等の範囲及び上限

特例措置により前払金の対象となるのは、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）とし、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の 100 分の 25 とします。

3 既に請負契約を締結している工事の取扱い

平成 28 年 4 月 1 日以降において、既に請負契約を締結した工事については、発注者と受注者間で協議の上、変更契約により当該請負契約における前払金の使用に係る規定を変更した場合には、特例措置を適用することが可能となります。

※本日以降に工事請負契約を締結する場合は、必ず改正後の約款を使用してください。